

地域共生型の再生可能エネルギー導入のための
促進区域の設定に関する環境配慮基準
(宮崎県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)別冊)
(骨子案)

令和 年 月 日 策定

宮崎県

目次

第1章 基本的事項

- 1 基準策定の趣旨
- 2 基準の位置づけ

第2章 基準

- 1 太陽光発電
 - (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域）
 - (2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域・事項
- 2 風力発電
 - (1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域（除外すべき区域）
 - (2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域・事項

第3章 基準の見直しについて

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

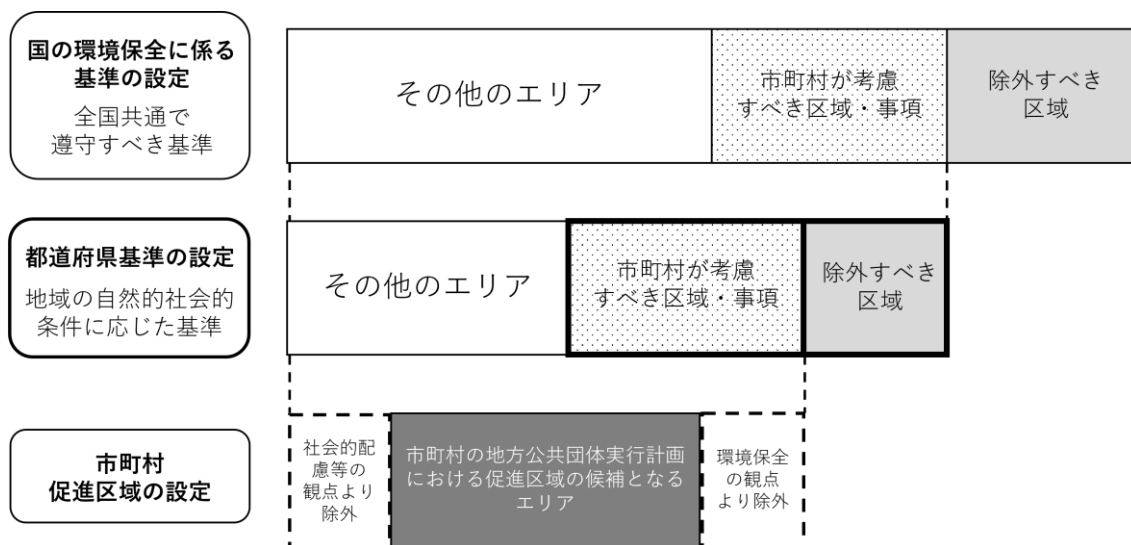
本県では、令和5年3月に第四次宮崎県環境基本計画を一部改定し、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で「50%削減」とするとともに、2050年の温室効果ガス「実質ゼロ」を目指して地球温暖化対策に取り組んでいます。改定計画では、施策体系に「再生可能エネルギー等の導入促進」を位置づけ、県内に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を導入促進することとし、導入目標を設定し、取組を強化することとしています。

こうした中、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）が改正され、すべての市町村は、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、再エネを促進させる区域（以下「促進区域」という。）を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する県の基準（以下「基準」という。）を定めることができることとされました。

そのため、県が望ましい再エネ立地の考え方を明確にすることで、県内市町村が適切に立地誘導を行えるようになることを目指すとともに、地域の合意形成を円滑化しつつ、地域の脱炭素化を促進するため、基準を策定することとしました。

2 基準の位置づけ

本基準は、温対法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。



第2章 基準

1 太陽光発電

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（除外すべき区域）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林・保安林予定森林等	森林法
	河川区域	河川法
	海岸保全区域	海岸法
	一般公共海岸区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域	自然公園法
	国定公園区域	自然公園法
	県立自然公園区域	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	甲種農地、第1種農地	農地法

(2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域・事項

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
水の濁りによる影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
重要な地形及び地質への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
反射光による生活環境への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
地域を特徴づける生態系への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
その他、県が必要と判断するもの	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

2 風力発電

(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域（除外すべき区域）

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
重要な地形及び地質への影響、土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	河川区域	河川法
	海岸保全区域	海岸法
	一般公共海岸区域	海岸法
動物、植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	生息地等保護区（管理地区）	県希少野生動植物種の保護に関する条例
地域を特徴づける生態系への影響	県自然環境保全地域内	県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園区域	自然公園法
	国定公園区域	自然公園法
	県立自然公園区域	県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
その他、県が必要と判断するもの	沿道自然景観地区	宮崎県沿道修景美化条例
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律
	甲種農地、第1種農地	農地法

(2) 市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域・事項

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
重要な地形及び地質への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
風車の影による生活環境への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
地域を特徴づける生態系への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
その他、県が必要と判断するもの	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

第3章 基準の見直しについて

本計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適宜行うものとします。